

北海道津別町基本計画

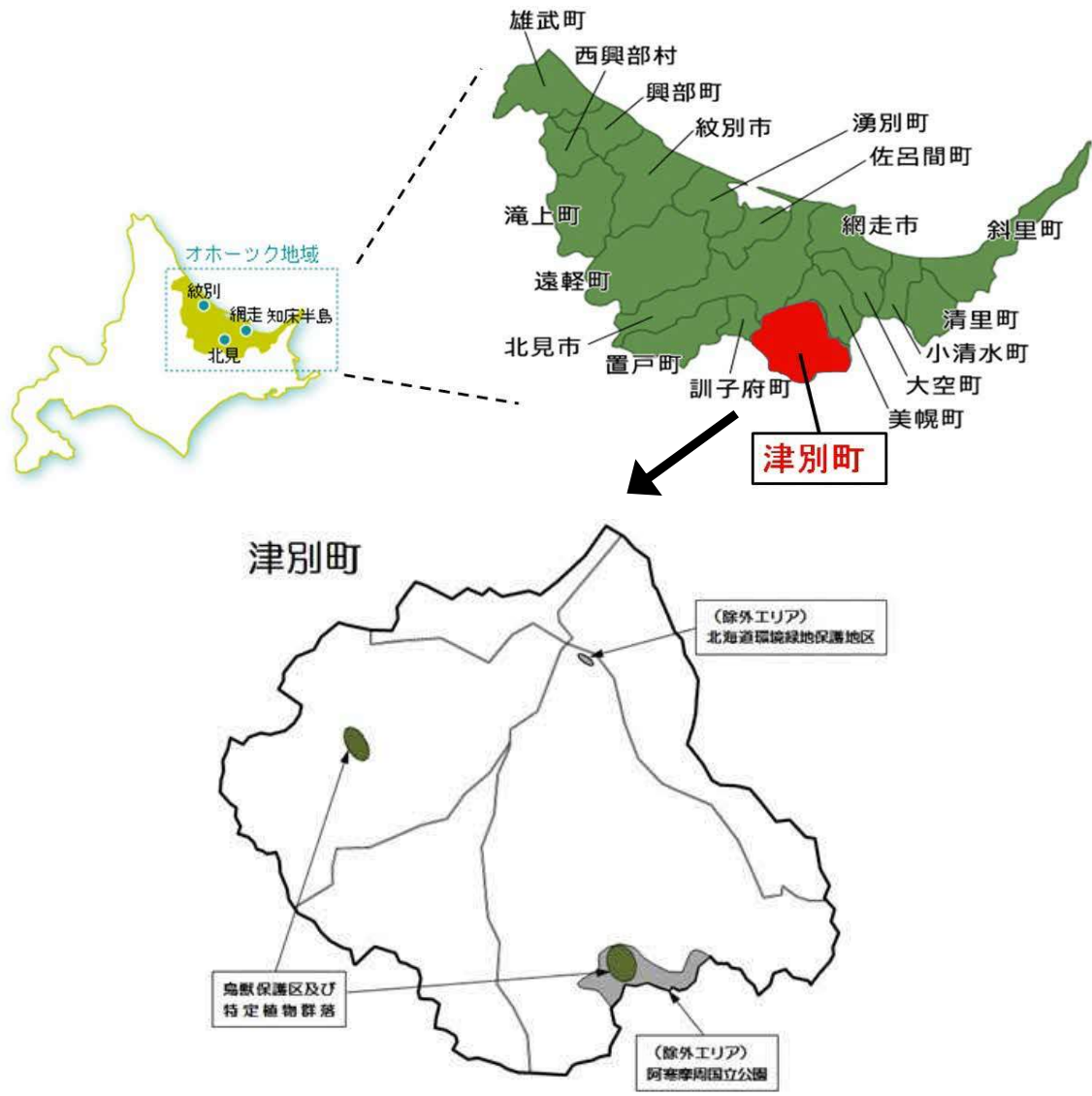
1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

(1) 促進区域

設定する区域は、平成30年1月1日現在における北海道網走郡津別町の行政区域とする。面積は71,680ヘクタール程度（津別町面積）である。

ただし、自然公園法に規定する国立・国定公園区域（阿寒摩周国立公園）、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、特定植物群落である「チミケップ、湖畔針葉樹林」及び「木禽岳針葉樹林」、北海道自然環境等保全条例に規定する環境緑地保護地区を除く。

なお、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、本促進区域には存在しない。



(2) 地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

（地理的条件）

津別町は北海道東部オホーツク圏の内陸部に位置しており、町境を北見市、美幌町、訓子府町、釧路市、足寄町、弟子屈町、陸別町の2市5町に隣接している。地形は、扇状に広がる河川と、これによって刻まれた山地によって形成され、山地は東部から南東部の境界となっている阿寒湖・屈斜路湖両カルデラの外輪山地、西部から南西部は、北見市、陸別町等に隣接する町界山地からなり、総面積の約86%を森林が占めている。森林面積は、約61,427ヘクタール（内訳：国有林約45%、道有林約40%、町有林約2%、民有林等約12%）となっており、森林面積の約85%が国及び北海道の森林となっている。また、森林管理認証（FM認証）の取得も進み、森林面積の約90%が認証森林となっており、適正な森林資源の保全と森林経営が推進されている。

気候としては、道東地区の内陸気候帯に属しているため、夏は相当の高温を記録するが、冬は流水などの影響も受け寒冷で、寒暖差が大きいといった特徴がある。また、降水量が少なく、晴天日数が多いのも特徴で、平成25年から29年まで5年間の平均日照時間が1,904時間と全国でも有数を誇っている。（気象庁気象観測データ）

また、古くから津別町は、地震が少ない地域であり、戦後の記録としては、昭和27年の十勝沖地震と、昭和51年に津別町だけで感じる最大震度3～4の局地的な地震が多発したが、それ以外の被害は記録されていない。ここ10年間でも震度3の地震が1度観測されたが、震度4以上の地震は一度も観測されておらず、近隣市町村と比較しても地震による被害の可能性が非常に低い地域であるといえる。

（インフラの整備状況）

道路網は、国道240号が町域の中央を南北に縦断し、釧路市まで自動車約2時間、網走市まで約50分という位置にあり、北見市へは北海道道第27号北見津別線で接続しており、約30分の移動時間となっている。道東の中央に近い場所に位置することから、女満別空港、網走港、釧路空港、釧路港など空港及び重要港湾にアクセスしやすい場所に位置しており、特に、女満別空港までは、約30分で移動でき、空路での首都圏等へのアクセスにも優れ利便性が高い。

また、道東自動車道及び旭川・紋別自動車道の延伸により、道央圏までの移動時間が短縮されてきているが、現在工事が進行中の北海道横断自動車道（網走線）の整備が進めば町内を通行する車両が減少する可能性がある。

（産業構造）

津別町の基幹産業は、豊富な森林資源を生かした林業及び木材の加工・木製品の製造などの製造業と、小麦、馬鈴薯、玉葱、甜菜等の畑作及び酪農・畜産を主体に発展してきた農業

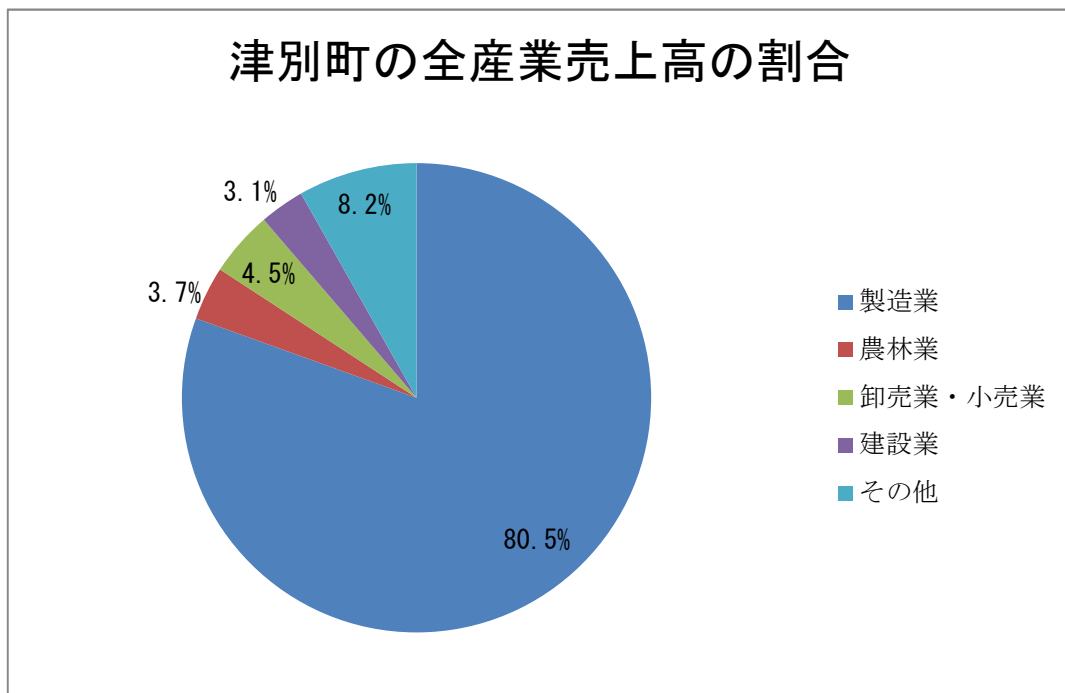
である。

特に、林業及び木材の加工・木製品の製造などの製造業は、古くから津別町の基幹産業として町を支えてきたが、木材需要の低下と外国産材の市場占有率が増加したことにより、国内の林業の衰退に拍車がかかり、それに伴って津別町においても工場等が廃業に追い込まれるなど、徐々に衰退し、現在まで人口・就業者数ともに減少が続いている。

昭和57年には、全国に先駆けて「愛林のまち」を宣言し、様々な取組が進められてきたが、同時に事業形態の見直しや生産経費の低減化と高次元化を実現するため、設備の近代化が求められる時代となった。

現在、林業及び木材の加工・木製品の製造に関連する企業数は、造材・素材生産業が5社、木材加工業が12社を数えているが、木材の加工・木製品の製造に関しては、それぞれが特色をもって新製品の開発やそれに伴う技術革新を行ってきている。主な例としては、安価な輸入合板に対抗するために加工が難しい針葉樹を用いた構造用合板の製造、国内でも有数のNC加工技術を用いた木製家具や造形物の製作、高い技術力を生かした木工クラフトや経木の製作、国産としては唯一となっている木製スティック・スプーン等の製作が上げられる。

津別町における製造業の売上高は521億円と全産業の約80.5%であるが、うち木材・木製品製造業は513億円で、製造業全体の約98.5%を占めている。また、従業者数についても製造業は全産業の約46.7%を占め、うち木材・木製品製造業（家具・装飾品製造業を含む）は、約92.4%を占める状況となっている。この売上高、従業者数からも木材・木製品製造業が本町の基幹産業であるといえる。（平成24年経済センサスー活動調査）



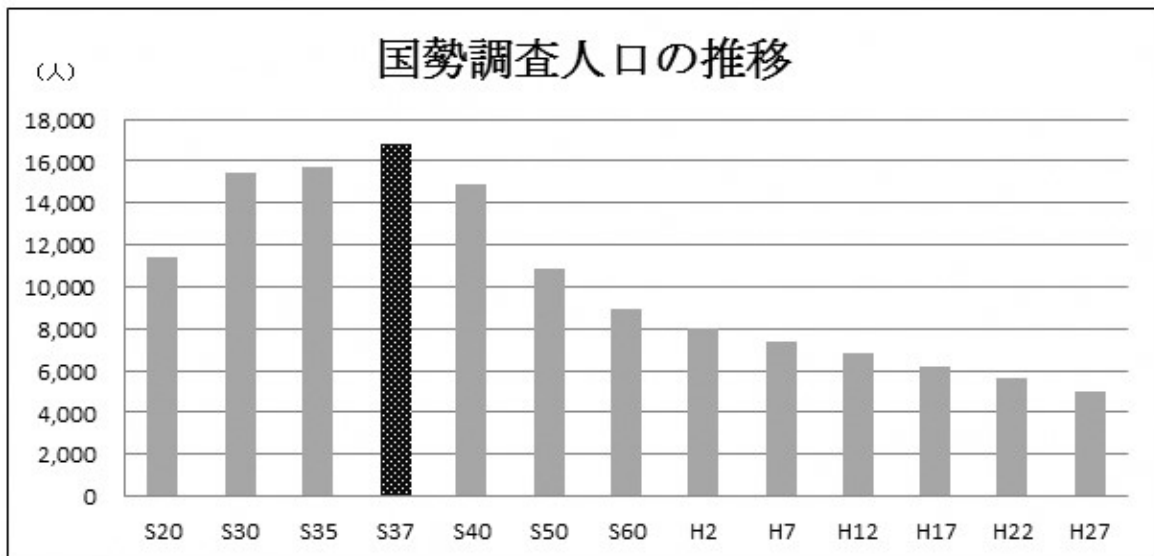
（平成24年経済センサスー活動調査）

(人口分布の状況)

本町の人口は、農業、林産業が全盛であった昭和37年の16,842人をピークに減少の一途をたどり、平成29年12月末時点では4,846人であり、ピーク時の3割以下にまで減少している。また、平成22年国勢調査から平成27年国勢調査の間でも638人、11.3%の減となっており、減少率は全国市区町村の中でも上位(1,741市町村中141位)となっている。

また、平成27年国勢調査結果では、生産年齢人口は2,483人(人口構成率49.6%、全国平均60.7%、全道平均59.6%)、高齢層は、2,093人で高齢化率41.8%、(全国平均26.6%、全道平均29.1%)となっている。平成29年12月末現在の住民基本台帳では、高齢化率が43.2%となり、さらに高齢化が進んでおり、労働力の確保とともに生産性の維持が大きな課題となっている。

こうした状況のため、「津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成27年10月)では、農業や林業・木材加工業を中心とする地場産業の振興による雇用創出及び6次産業化の推進、首都圏の自治体等との交流活性化による移住促進及びサテライトオフィス等の誘致促進、安心して子育てができる環境の整備、高齢者や障がい者が安心して生活できる環境の整備等の取組により、上記課題へ対応している。



* S 3 7 年～住民基本台帳の人口

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本町は製造業が町産業全体の従業員数の約46.7%、売上高（企業単位）の約80.5%、付加価値額の約67.5%を占めている。また、本町における製造業の中でも木材・木製品製造業は、製造業全体の売上高において98.5%、同付加価値において94.8%を占めており、本町の経済構造の中で重要な位置付けにある。

こうした産業構造上の特性を持つ中、本町には国内、道内にシェアを持つ針葉樹構造用合板の製造、国内でも有数のNC加工技術を用いた木製家具や造形物製作、高い技術力を生かした木工クラフトや経木製作、国内では唯一となっている木製のスティック・スプーン製作等、技術力が高く特色のある木材・木製品製造業が集積していることから、今後は、地域経済牽引事業の促進により成長性の高い新事業を後押しするとともに、他のものづくり関連産業等における生産性の向上・販路開拓等を支援して売上増加・収益拡大を促進し、質の高い雇用の創出や付加価値額の増加を目指す。

また、津別町まち・ひと・しごと創生総合戦略においても、林業、木材・木製品製造業をはじめとする地場産業の振興及び6次産業化の推進による雇用創出を目指している。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額	一百万円	204百万円	—

(算定根拠)

- ・北海道内の1事業所あたりの平均付加価値額が39.2百万円（平成24年経済センサス一活動調査）であることから、それと同等の1事業所あたり平均40百万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を3件創出し、これらの地域経済牽引事業が促進区域で1.7倍の波及効果をもたらし、促進区域で約204百万円の付加価値を創出することを目指す。
- ・波及効果は、産業連関表を用いた経済波及効果ツール（北海道作成、平成17年度オホーツク圏内版）において、製材・木製品の生産誘発額が1.7倍であることから、この割合とした。
- ・204百万円は、促進区域の全産業付加価値（7,912百万円）の2.5%以上、製造業の付加価値額の3.8%以上となっており、地域経済に与えるインパクトは大きい。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	3件	—

地域経済牽引事業の 平均雇用増	—	3人	—
--------------------	---	----	---

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

(1) 地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

(2) 高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が3,920万円（北海道の1事業所あたりの平均付加価値額（平成24年経済センサスー活動調査）を上回ること。

(3) 地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ①促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で3%以上増加すること。
- ②促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5%又は3人以上増加すること。

なお、(2)(3)については、地域経済牽引事業計画の計画期間が5年の場合を想定しており、それよりも計画期間が短い場合は、計画期間で按分した値とする。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあつては、その区域

本計画では重点促進区域は定めない。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

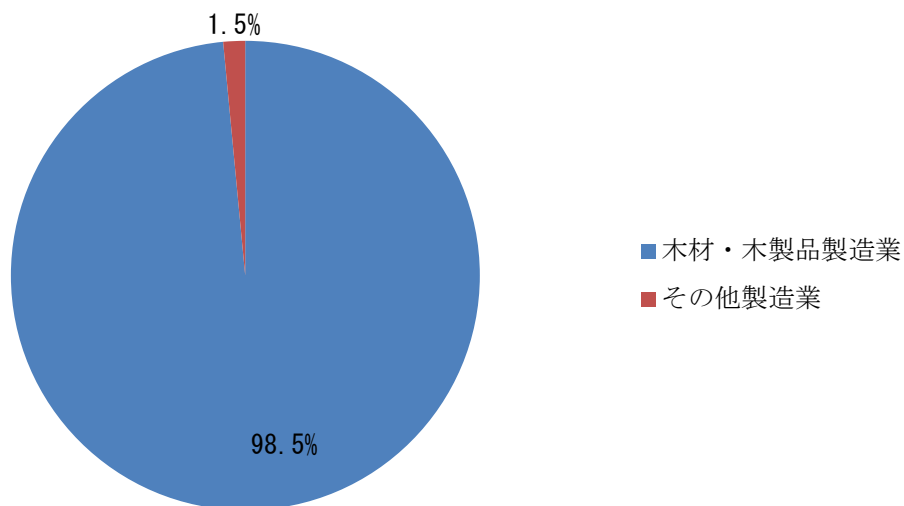
津別町の木材・木製品製造業等の集積を活用した木材関連産業分野

(2) 選定の理由

現在、本町には木材・木製品製造業（家具・装飾品製造業を含む）として、12事業所が立地し、907名が従事している。木材・木製品製造業（家具・装飾品製造業を含む）

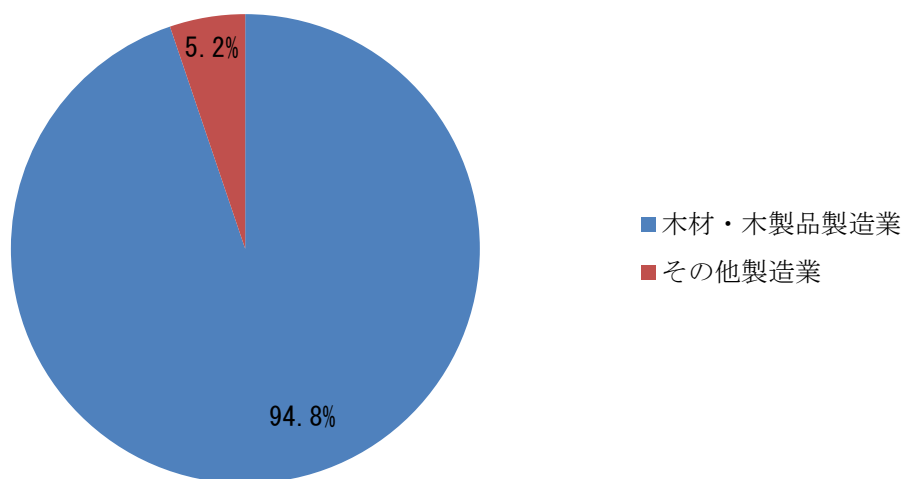
の売上高（企業単位）は513億円で町内製造業売上高の約98.5%を占めており、付加価値額についても約94.8%を占めている。また、造材・素材生産業の事業所も5社となっており、本町にとって木材産業関連分野は、特に重要な産業となっている。

製造業における売上高割合



（平成24年経済センサスー活動調査）

製造業における付加価値割合



（平成24年経済センサスー活動調査）

例えば、丸玉木材株式会社（以下「丸玉木材」という。）では、近年、安価な輸入合板の増加等により合板業界の経営環境が厳しくなる中、いち早く道産のカラマツ、トドマツに着目して、これらを原材料とした構造用合板の製造を他社に先駆けて取り組んでいる。針葉樹は加工が難しく、梱包材などの低位利用に止まっていたが、最新鋭の切削・乾燥技術等により強度性能等の課題を克服し、さらに生産ラインのオートメーション化を進め、コスト低減を図る中で、国産材合板工場としては、国内でもトップクラスの規模を誇っている。加えて内装材等の建材の新製品開発にも積極的に取り組み、今後も地域の中核企業としてますます成長が見込まれる。

また、地域と一体となって長期的な視点に立った針葉樹伐採後の植林供給システム確立のため、「森造り基金」を創設するとともに、製造工程で発生する廃棄物にも着目し、廃材・木屑等を燃焼させ発電するバイオマスコージェネレーション設備を導入し、工場内で利用する電力及び熱源のほとんどを賄うなど、地域貢献・環境調和型の経営を実践している。

株式会社山上木工（以下「山上木工」という。）では、早くからコンピューター制御によるNC工作機を多数導入し、木工業界でも最大規模の設備力を有し複雑かつ高精度な木材加工が可能となっている。職人の技術力を機械化することで、高品質の木工製品を安定的に効率よく生産できる能力があり、また、仕上げ等、機械では行き届かない領域については、職人の高い技術力をもって対応するなど、大手企業では成し得ない小ロットから量産も対応可能という強みをもっており、特に、個別対応が必要な特殊加工の分野では全国から多くの受注を受けている。

また、近年では木工家とのコラボレーションによる自社ブランド「ISU-WORKS」を立ち上げ、デザイン性の高いイスを全国展開するとともに、今後の展開としては、廃校舎を活用した家具等のショールームをオープンし、町内外を問わず多くの人が木とふれあい交流できる場所作りを目指すなど、新しい取組で町内に人を呼び込むという面においても期待が大きい。

なお、丸玉木材、山上木工の両社は「地域未来牽引企業」に選定されている（平成29年12月22日経済産業省公表）。

津別町には、上記企業の他にも木工クラフト、経木、木製スティック・スプーン等の製造など、高い技術力をもった多くの企業がある。例えば経木の分野では、全国的にも有名で古くから愛され続けている有名弁当の折り箱を50年以上も供給し続け、その高い技術力が高く評価されている。また、木製スティック・スプーン製造の分野では、かつて国内に十数社ほどの製造メーカーが存在していたものの、海外から安価な製品が大量に輸入され、軒並み廃業又は海外に生産拠点を移す動きが加速する中で、国内では唯一製造を継続している企業もある。しかしながら、安全安心な国産に拘る取引先も多く、国内有数のテーマパーク（木製アイススプーン）等の大手取引先からも受注が継続されており、今

後も新たな取引の開拓が期待できる。

今後もこうした関連事業所の集積を活かし、地域の素材と高い技術力を活用する中で安定的な生産体制の確立と新たな取組を後押しし、木材関連産業の付加価値額の増加、雇用の増加など地域産業への経済的波及を目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

「5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」に記載のような津別町の特性を活かした地域経済牽引事業を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。

事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や津別町独自の強みを積極的に活用する。

(2) 制度の整備に関する事項

①課税の特例に関する事項

北海道では、活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で不動産取得税等の課税免除措置に関する条例を制定しており、地域経済牽引事業の用に供する施設を設置した場合の不動産取得税及び道固定資産税の課税を免除している。

②津別町中小企業振興基金運用要綱

津別町では、中小企業に対する融資制度により運転資金や設備資金の融資の斡旋を行っており、取扱金融機関に町が資金を預託するとともに利子及び保証料の補給を行い中小企業の育成振興を図っている。

③津別町起業等振興促進条例

町内において事業活動を行う者に対して、起業の促進、企業活動の支援による産業の振興及び雇用の促進を図ることを目的として、施設及び設備の新設、増設又は改修を対象として助成しており、起業の場合、空き店舗を活用した場合、新規雇用した場合は、それぞれ加算措置がある。

④津別町小規模事業者若者雇用促進助成金交付要綱

町内において若年者の正規雇用に積極的に取り組む小規模事業者を支援することにより、若年者の雇用の促進及び生活の安定を図り、産業の振興及び定住の促進を図ることを目的として、35歳以下で1企業3名以内の新規雇用に対して、月額2万円（3年間）を助成している。

⑤津別町地域特産品販路拡大支援補助金交付要綱

町内企業の町外における販路拡大を支援することを目的として、見本市等に出展する経費に対し、1/2（上限20万円）を助成している。

⑥産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の遂行

町内で創業しようとする者に対して国の施策をより有効に活用するため、「創業支援事業計画」を策定し、平成29年5月に認定されている。各支援機関と連携し新規創業に向けて支援体制を強化する。

⑦地方創生関連施策

平成30年度以降の計画期間内において地方創生推進交付金を活用し、「津別町の木材・木製品製造業等の集積を活用した木材関連産業分野」において、事業者の具体的なニーズ把握に基づく設備投資支援や販路開拓支援等を実施する予定である。

また、津別町が今後設立を予定している「まちづくり会社」との特産品の共同研究・開発や木質バイオマス等を活用した「再生可能エネルギーマネジメントセンター」との連携等も模索していく予定である。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

①津別町が有するデータの公開

津別町が保有している情報であって資料として開示している情報について、インターネット公開を進めていく。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

北海道庁経済部産業振興局産業振興課内、津別町産業振興課内に事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置する。

また、事業環境整備の提案を受けた場合の対応については、町内外関係部局と連携して対応して行くものとする。

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①地域未来牽引企業と連携を密にし、課題等に対して迅速に対応する。

②国等の施策を活用しながら中小企業・小規模事業者が行う研究開発や販路開拓等を支援する。

③域内の事業者における円滑な事業承継を支援するため津別町商工会、町内金融機関等と連携し支援する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	平成29、30年度	平成31年度～令和3年度	令和4年度～令和5年度（最終年度）
【制度の整備】			
①固定資産税等の減免措置	北海道が条例を改正済み	運用	運用

②津別町中小企業振興基金運用要綱	運用	運用	運用
③津別町起業等振興促進条例	運用	運用	運用
④津別町小規模事業者若者雇用促進助成金交付要綱	運用	運用	運用
⑤津別町地域特産品販路拡大支援補助金交付要綱	運用	運用	運用
⑥産業競争力強化法に基づく「創業支援事業計画」の遂行	運用	運用	運用
⑦地方創生関連施策	事業者のニーズ把握や情報共有申請準備等	運用	運用
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
①津別町が有するデータの公開	開示可能な情報の精査	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
①相談窓口の設置	基本計画同意に合わせた相談窓口の設置	運用	運用
【その他】			
①～③	随時実施	同左	同左

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

<p>(1) 支援の事業の方向性</p> <p>地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、津別町商工会、北見信用金庫、網走信用金庫など、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に発揮し、連携しながら支援の効果を最大限にする必要がある。このため、津別町及び北海道では、これら支援機関との連携を図りながら、地域経済牽引事業を支援していく。</p> <p>(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法</p> <p>①津別町商工会</p> <p>津別町内における商工業の総合的な改善発達と社会一般の福祉の増進に資することを目的として、経営改善普及事業（経営指導員による相談・支援、創業・経営革新支援等）</p>
--

や地域振興事業を行っている。

②北見信用金庫及び網走信用金庫

津別町中小企業振興基金運用要綱による融資の窓口として中小企業者の運転資金や設備資金の融資など支援を行っている。

③北見工業大学

「地域連携・社会貢献」、「共同研究推進・研究支援」を目的とした産学官連携活動を推進しており、当該活動を通じた社会貢献を担う「社会連携推進センター」、オホーツク地域の行政並びに民間機関との共同研究、研究交流及び技術の指導・教育・開発等を推進することを目的とした「北見工業大学社会連携推進センター推進協議会」等を設置している。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、地域経済牽引事業の活動においては環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に、大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、当該事業の活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

(2) 安全な住民生活の保全

地域の安全と平穏の確保は、環境保全と同様、地域の発展にとって欠かすことのできない要素である。犯罪及び事故のない安全で安心して暮らせる地域社会をつくるため、犯罪・事故の発生防止に向けた啓発などにより、住民一人ひとりの防犯意識を高めるとともに、警察、学校、住民、企業の積極的な連携のもと、より一層、地域ぐるみの体制強化を図っていく。

また、交通事故を防止するため、歩道やガードレールを設置するなどにより、歩道と車道を分離するなど、交通安全施設の整備に努めるとともに、企業の事業所付近、特に、頻繁に車両が出入りする箇所や交差点等、危険性が高いと思われる箇所については、ミラーの設置や警備員の配置等を求めていく。

(3) その他

P D C A体制については、津別町産業振興課において、本計画及び承認地域経済牽引事業計画の実施状況の取りまとめを行い、毎年度6月、効果の検証と事業の見直しについて検討する。また、必要に応じ、有識者等の助言を求める。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあつては、その基本的な事項

本計画では、土地利用の調整を行わない。

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施工の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。